平成２２年（フ）第４６８号
横浜市港北区新羽町4048番地
債務者　芝崎眞有味
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６号
神奈川県相模原市城山町向原１丁目６番１号中原団地403号
債務者　徳井　順司
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５６号
神奈川県相模原市相模原２丁目３番５号　グレースマンション202号
債務者　工藤　　仁
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５７号
神奈川県相模原市相模原２丁目３番５号　グレースマンション202号
債務者　工藤恵美子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６５号
神奈川県相模原市宮下本町１丁目32番10号
石井ハイムⅢ201
債務者　近藤　幸江
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２４７号
神奈川県大和市福田5507番地２　ドルチェ桜ケ丘Ｂ―306号
債務者　溝呂木　寛
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２０号
神奈川県大和市下鶴間２丁目３番20号　ハイライフ大和201号
債務者　仲宗根ファンこと　ナカソネ　サム　ファン　マネル
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４１号
横浜市金沢区柴町236番地
債務者　森田　賢範
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８号
島根県浜田市日脚町713番地１
債務者　西島　信介
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月30日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第２４０号
静岡県富士宮市中島町331番地の４　ピーターラビットＭ棟102号、前住所静岡県富士宮市大中里1640番地の１、前々住所静岡県富士宮市宮北町60番地望月マンション203号室
債務者　深澤　一弘
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２６号
長崎県佐世保市針尾西町1283番地
債務者　村上　　学
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
長崎県佐世保市島瀬町３番24号　コアマンション島瀬ネクステージ1002
債務者　瀬戸マツ子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
長崎県佐世保市若葉町24番26号木村アパート302号、住民票上の住所長崎県佐世保市十文野町352番地２
債務者　中村　祐也
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第９号
秋田県大仙市清水字上大蔵150番地１
債務者　高橋　　亮
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第４８４号
横浜市西区みなとみらい４丁目10番１―Ｅ207号
債務者　柴田　祥子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部